

事 案 の 公 示

事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止に係る事業計画変更の事前届出書

近運自一公示第 1 5 号

令和 7 年 1 1 月 1 7 日

近 畿 運 輸 局

事案 番号	件名	届出事業者名	休止又は廃止しようとする路線 (起点・終点)	運 行 系 統	休止又は廃止の予定日	休止又は廃止を必要とする 理由
1	休止	京阪バス株式 会社	起点 (1) : 京都府京都市伏見区桃山松平 筑前町 1 1 番地の 1 地先 (御香宮前交差点) 終点 (2) : 京都府京都市伏見区桃山町丹後 9 の 9 地先 (桃山南口交差点) キロ程 1 . 6 0 km	山 2 9 7 1【直通 9】 (京都橘大学～ＪＲ 六地蔵、京都橘高校、 丹波橋駅東)	2 0 2 6 年 3 月 2 9 日 (休止期間：2 0 2 6 年 3 月 2 9 日～2 0 2 7 年 3 月 2 8 日)	廃止を予定する運行系統について は、大学からの要請に基づき、通学ア クセス向上を図るため運行を開始した ものの、利用は僅少であり、深刻な運 転士不足の状況を勘案し、路線を休止 する運びとなった。
2	休止	京阪バス株式 会社	起点 (1) : 京都府京都市伏見区横大路 下三栖里ノ内 2 0 番地の 1 先 (外環新油小路) 終点 (2) : 京都府京都市伏見区葭島 金井戸町 4 6 番地先 (竹田街道外環) キロ程 1 . 0 0 km 起点 (3) : 滋賀県草津市野路町 2 3 0 2 ー 1 5 地先 終点 (4) : 滋賀県草津市野路東 1 丁目 1 ー 1 地先 (立命館大学前交差点) キロ程 0 . 6 0 km 起点 (5) : 滋賀県草津市野路東 1 丁目 1 ー 1 地先 (立命館大学前交差点) 終点 (6) : 滋賀県草津市野路東 1 丁目 1 ー 1 地先 (立命館大学) キロ程 0 . 8 6 km	洛 9 8 0 5【直通】 (京阪中書島～立命 館大学びわこ・くさ つキャンパス)	2 0 2 6 年 3 月 2 9 日 (休止期間：2 0 2 6 年 3 月 2 9 日～2 0 2 7 年 3 月 2 8 日)	廃止を予定する運行系統について は、大学からの要請に基づき、通学ア クセス向上を図るため運行を開始した ものの、深刻な運転士不足や運転士不 足の解消の見通しが立たない状況を勘 案し、路線を休止する運びとなった。

【意見の聴取申請に関する事項】

本事案に関して、道路運送法第 1 5 条の 2 第 2 項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から 1 0 日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を近畿運輸局自動車交通部旅客第一課又は管轄運輸支局輸送（輸送・監査、企画輸送・監査）部門まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた方に対して、実施予定日の 1 0 日前までに通知いたします。

【参 考】

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第 1 5 条の 2 第 1 項の規定により、実施予定日の 6 ヶ月前までに届け出ることを実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る休廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条の第 3 項及び第 4 項に基づく休廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。